

平成 10 年 10 月 29 日

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業実施要領

1. 通則

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業については、寄付行為及び業務方法書の規定によるほか、この実施要領の定めるところによる。

2. 交付の目的

この事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 13 条の 12 の規定により産業廃棄物適正処理推進センターとして指定された財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が、産業廃棄物が不適正に処分された場合において、法第 19 条の 5 第 1 項の規定による支障の除去等の措置（以下「原状回復」という。）を行う都道府県及び保健所設置市（以下「都道府県等」という。）から、法第 19 条の 6 の規定により、原状回復に必要な資金の出えん要請（以下「協力要請」という。）があった場合、法第 13 条の 13 第 5 号の規定に基づき、資金の一部を出えんすることにより産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

3. 交付の対象

この事業は、都道府県等が実施する次の原状回復事業を対象とする。

- ・ 都道府県等が行う支障の除去等の措置を行う産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 85 号）の一部の施行の日（平成 10 年 6 月 17 日）以降に不適正に処分された産業廃棄物であること。
- ・ 投棄者が不明や資金不足の場合等原因者等の負担を追及することができない不法投棄物の除去等を行うものであること。
- ・ 不適正に処分された産業廃棄物が生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると都道府県等により判断されたもの。

4. 交付額の算定方法

- ・ この出えん金の交付額は、都道府県等が行う原状回復に要する費用の 4 分の 3 以内とする。ただし、算出された交付額に、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- ・ 交付の対象となる経費は、3に掲げる事業に要する経費とし、その内容は、次に掲げる経費とする。

原状回復事業のため直接必要な仮設工事費、運搬費、処分費、借上料、機械器具修繕費、燃料費、薬品費、自動車購入費（一日当たりの借上相当額に日数を乗じて得た額）の合計額及び産業廃棄物処理業者等への委託料、請負費並びに事務費。

5．交付額の下限

4により算定された交付額が、2,000千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

6．交付の条件

この出えん金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- ・ 事業を中止し又は廃止しようとするとき、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告するものとする。その場合において、理事長は出えん金の交付の取消又は返還を求めることがある。
- ・ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- ・ 都道府県等が原状回復に要した費用を不法投棄の実行者等から徴収した場合にあっては、徴収した額に応じて当該原状回復費用に係る出えん金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- ・ 理事長は、必要と認めるときは、出えん金の交付の決定を受けた都道府県等に対して、事業の遂行状況その他必要な事項について、報告させ又は検査を行うことができるものとする。

7．協力要請の手続

協力要請は、別紙様式第1の「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業協力要請書」を理事長に提出して行うものとする。

8．ヒヤリング及び調査の実施

理事長は、都道府県等からの協力要請に係る業務を円滑に処理するため、必要に応じヒヤリング及び調査を実施するものとする。

9．協力通知

7に定める協力要請書又は11に定める協力要請変更書が提出された場合、理事長は業務方法書第52条に規定する適正処理推進センター運営協議会における審査の結果等を踏まえ、出えん金を交付することが適当と判断した原状回復支援事業については、別紙様式第2の「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業協力通知書」を交付するものとする。

10．概算払

理事長は、必要があると認めるときは、出えん金の一部について、概算払いをすることができるものとする。

11．協力要請の変更手続

協力通知後の事情の変更により協力要請の内容を変更（軽微な変更を除く）して追加交付申請を行う場合には、変更理由書を添付して、7に定める協力要請の手続きに従い、速やかに行うものとする。

12．実績報告

原状回復支援事業の実績報告は、事業完了の日から起算して1カ月を経過した日までに別紙様式第3の「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業実績報告書」を理事長に提出するものとする。

13．出えん金の交付額の確定

12に定める実績報告書が提出された場合、理事長は、報告内容を審査し、7又は11に定める協力要請の内容どおり事業が完了したと認められる場合は、別紙様式第4の「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業出えん金交付額確定通知書」を交付するものとする。

14．その他

特別の事情により7、11及び12に定める手続等によることができない場合には、あらかじめ理事長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業協力要請書

第 号
平成 年 月 日

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 殿

都道府県知事
政令市市長

印

産業廃棄物不法投棄等原状回復
支援事業の協力要請について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第 19 条の 6 の規定により、
関係書類を添えて協力を要請します。

1. 事案の概要 別紙 (1)
 - ・ 不法投棄等の場所に関する位置図、図面及び写真を添付すること。
 - ・ 事案が複数ある場合は、事案ごとに記載すること。

2. 講じようとする支障の除去等の措置の内容及び実施予定時期 別紙 (2)
処理方法概要図を添付すること。(例参照)

3. 当該支障の除去等の措置に要する費用の概算による見積額及び法第 19 条の 5 の
規定により費用を負担させようとする処分者等からの費用の徴収の見込み 別紙 (3)
 - ・ 原状回復所要額調書 別表 (1) を添付すること。
 - ・ 事業費明細書 別表 (2) を添付すること。
(事業費の根拠となる見積書等)
 - ・ 歳入歳出予算議決書 (又は見込書) 抄本を添付すること。

4. 求める協力の内容 別紙 (3)

5. その他当該支障の除去等の措置に関し必要な事項 別紙 (3)

* 不法投棄等の場所に関する位置図、図面及び写真について

・位置図

不法投棄等の場所の位置図（縮尺 1/2,500～1/5,000 程度）

・平面図及び側面図（縮尺 1/100～1/500 程度）

不法投棄等の場所の範囲、産業廃棄物の流出又は、流出の恐れがある場合は、その位置を明示して下さい。なお、側面図は2方向以上作成して下さい。

・写 真

不法投棄等の場所について、全景、側面（2方向以上）及び流出又は流出する恐れがある場合は、その状況が把握できる写真を添付して下さい。

別紙(1)

〔1〕事案の概要

項目	記載内容
1 .不法投棄等の場所	県 郡 町 地区
2 .不法投棄等の時期	・発生時期 年 月 ・判明時期 年 月 日
3 .投棄実行者	投棄実行者(社名、氏名)を記載して下さい。不明の場合は「不明」と記入して下さい。
4 .投棄された産業廃棄物の量及びその内容	(記載例) ・産業廃棄物の量 $m^3(t)$ 内訳 種類 量 ガラス・陶磁器くず $m^3(t)$ がれき類 $m^3(t)$ 木くず $m^3(t)$ 廃プラスチック類 $m^3(t)$ 廃油 $m^3(t)$ 汚染土壌 $m^3(t)$ $m^3(t)$ $m^3(t)$ ・投棄面積及び高さ m^2 m
5 .生活環境の保全上支障が生じ又は生ずる恐れの状態	現場の状況、特に生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずる恐れがある状況について記載して下さい。
6 .措置命令に至った経緯等	措置命令に至った経緯(住民の苦情、搬入停止及び撤去勧告等)等について記載して下さい。
7 .措置命令又は公告	・措置命令 有(年 月 日) 無 ・命令書の交付先 ・措置の内容 ・履行期限 年 月 日 ・命令書を受けた者の措置状況 ・措置命令なしの場合 公告 年 月 日

別紙（２）

〔２〕講じようとする支障の除去等の措置の内容及び実施予定時期

項 目	記 載 内 容
<p>1 . 講じようとする支障の除去等の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄等の場所における措置 測量、産業廃棄物の分析等の処分前の準備の内容を具体的に記載して下さい。 ・ 処分方法等 <ul style="list-style-type: none"> ア . 選別、積込みの方法 イ . 処分方法 具体的な処分方法を記載して下さい。処分業者及び処分先が決まっている場合は具体的に記載して下さい。
<p>2 . 実施予定期間</p>	<p>着手予定 年 月 日</p> <p>完了予定 年 月 日</p>

別紙（３）

〔３〕当該支障の除去等の措置に要する費用の概算による見積額及び法第１９条の５の規定により費用を負担させようとする処分者等からの費用の徴収の見込み

項目	記載内容
１．見積額	<p>見積額 円</p> <p>事業内容を十分精査したうえで算出した原状回復に必要な見積額を記載して下さい。</p>
２．処分者等からの費用の徴収の見込	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の負担の請求 請求年月日 年 月 日 請求先 請求額 円 ・費用の徴収の見込み 徴収した額 円 徴収見込額 円

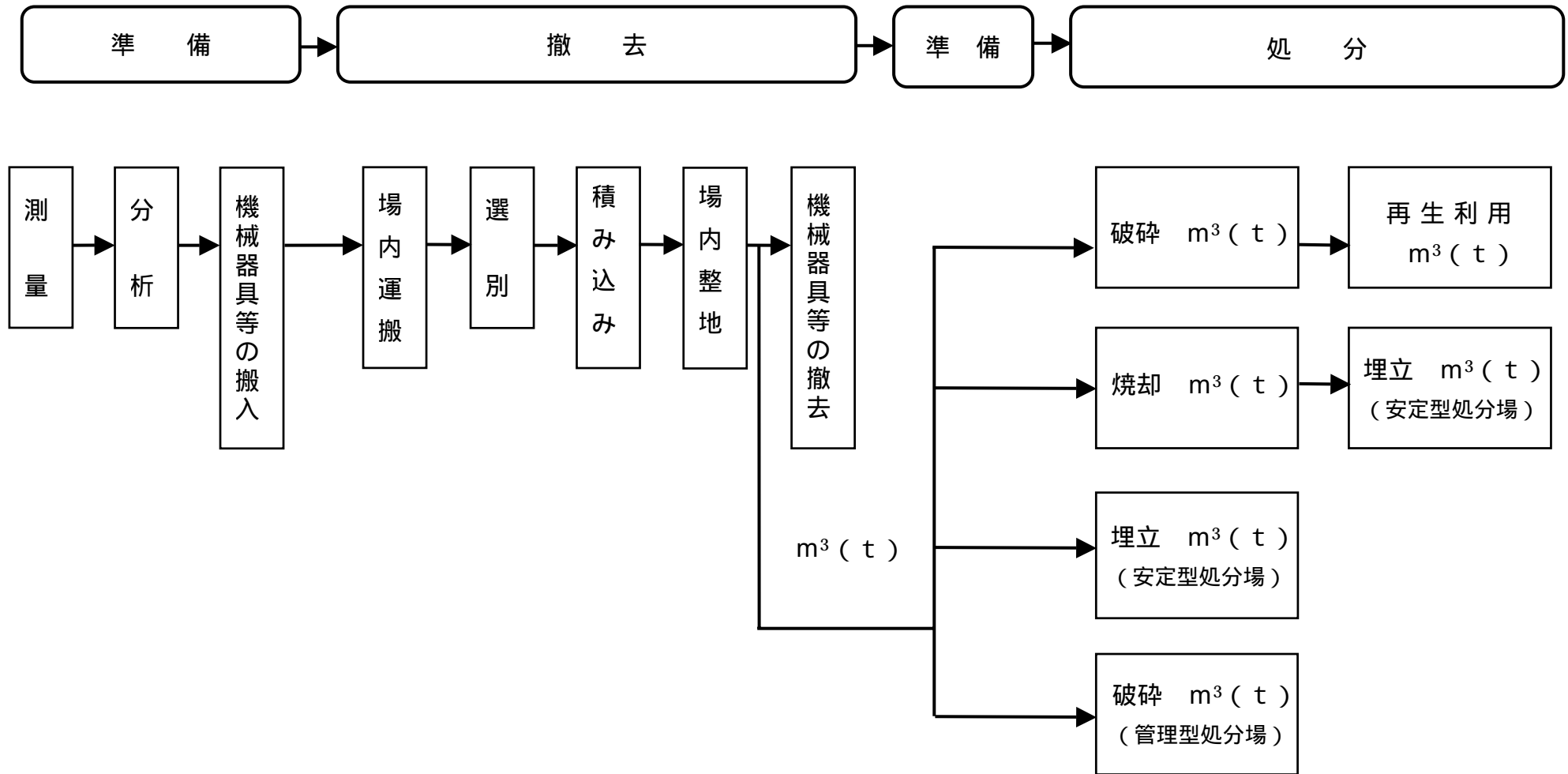
〔４〕求める協力の内容

項目	記載内容
求める協力の内容	<p>出えん金の額 円</p> <p>求める出えん金の額を記載して下さい。</p>

〔５〕その他当該支障の除去等の措置に関し必要な事項

項目	記載内容
その他支障の除去等の措置に関し必要な事項	<p>〔１〕から〔４〕に掲げた協力要請事項以外の事項で必要な事項があれば記載して下さい。</p>

処理方法概要図（例）



別表(1)

原状回復事業所要額調書

総事業費 (A)	原因者負担額 (B)	交付対象経費 (A) - (B) = (C)	協力要請額 (C) × 3 / 4 = (D)
円	円	円	円

総事業費は、本実施要領の4(2)に掲げる対象経費のうち、当該事業に要する経費の総額を記載して下さい。

別表(2)

事業費清算書

事業計画内訳		
区分	費目	事業費
円	円	円
合計		

適セ第 号

産業廃棄物不法投棄原状回復支援事業協力通知書

都道府県
政令市

平成 年 月 日付け 第 号で協力要請のあった産業廃棄物
不法投棄等原状回復支援事業については、下記のとおり、協力することとしたので、通
知します。

記

1. 出えん金の交付額 金 円

平成 年 月 日

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長

印

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業実績報告書

第 号
平成 年 月 日

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 殿

都道府県知事
政令市市長



産業廃棄物不法投棄等原状回復支援
事業実績報告書の提出について

出えん金の交付決定を受けた標記事業を完了したので、関係書類を添えて報告します。

1. 精算金額

金 円 (うち消費税相当額 円)

(1) 不法投棄等の場所

(2) 産業廃棄物の除去量 - (t)

2. 交付決定額

金 円 適セ第 号 平成 年 月 日

(関係書類)

1. 講じた支障の除去等の措置の内容及び実施した時期 別紙
2. 原状回復事業精算額調書 別表(1)
3. 事業費清算書 別表(2)
4. 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
5. 請負又は、委託事業のある場合は契約書写
6. 不法投棄等の場所の写真

不法投棄等の場所に関する写真について

不法投棄等の場所について支障の除去等の着手時、完了後等の現場写真を添付して下さい。

２．講じた支障の除去等の措置の内容及び実施時期

項 目	記 載 内 容
<p>1．講じた支障の除去等の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の量及びその内容 協力要請書別紙・の事案の概要の４に準じて記載して下さい。 ・ 不法投棄等の場所における措置 協力要請書別紙・の講じようとする支障の除去等の措置の内容の・に準じて記載して下さい。以下同じ。 ・ 処分方法等 ア．選別、積込みの方法 イ．処分方法
<p>2．実施時期</p>	<p>着手 年 月 日 完了 年 月 日</p>

別表(1)

原状回復事業精算額調書

総事業費 (A)	原因者負担額 (B)	交付対象経費 (A)-(B)=(C)	協力要請額 (C)×3/4=(D)	交付決定額 (E)	概算払金受入額 (F)	精算金額 (G)	差引過 不足額 (F)-(G)=(H)
円	円	円	円	円	円	円	円

差引過不足額は、概算払金受入額がある場合のみ記載して下さい。

別表(2)

事業費清算書

協力要請書別表(2)の事業費明細書に準じて記載して下さい。

適セ 号

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援
事業出えん金交付確定通知書

都道府県
政令市

平成 年 月 日付け適セ 号で交付決定した
産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業出えん金については、
平成 年 月 日付け 第 号の事業実績報告に基
づき、交付額を金 円に確定したので、通知します。

平成 年 月 日

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長

